健康福祉委員会 令和3年2月26日·3月1日 福祉部 資料 98 番 所管 介護保険課

大田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 対象とする条例

大田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例(平成25年3月15日条例第9号)

2 改正理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)の改正に伴い、区の条例も同様に改正を行う。

3 主な改正点

全サービス共通

- (1) 高齢者虐待防止の推進 (第3条第3項、第31条第8号、第40条の2、第55条第8号、第59条の12第10号、第59条の34第9号、第73条第10号、第100条第10号、第122条第7号、第145条第9号、第168条第8号、第186条第9号)(3年間の経過措置あり)
 - ア 利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制整備、従業者に対する研修の実施。
 - イ 虐待防止のための措置に関する事項を運営規程で定める。
 - ウ 虐待防止対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修担当者の配置。
- (2) 介護保険等関連情報の活用 (第3条第4項) 介護保険等関連情報を活用した計画の作成や事業所単位での PDCA サイクル の推進、ケアの質の向上を推奨する。
- (3) ハラスメント対策の強化 (第 32 条第 5 項、第 56 条第 5 項、第 59 条の 13 第 4 項、第 123 条第 4 項、第 146 条第 5 項、第 169 条第 4 項、第 187 条第 5 項) ハラスメント対策の方針の明確化等、必要な措置を講じる。
- (4) 業務継続に向けた取組の強化 (第32条の2)(3年間の経過措置あり) 感染症や災害が発生した場合でも、介護サービスが継続的に提供できる体制 を構築する。
 - ア 業務継続計画等の策定
 - イ 従業者に研修及び訓練の実施

(5) 感染症対策の強化 (第33条第3項、第59条の16第2項、第171条第2項) (3年間の経過措置あり)

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を図るため、次の措置を規定する。

- ア 対策検討委員会を定期的に開催し、結果を従業者に周知する。
- イ 指針の整備
- ウ 従業者に研修及び訓練の実施
- (6) 運営規程の掲示に係る見直し (第34条第2項) 運営規程の重要事項等について、事業所に閲覧可能な形(ファイル等)で備え 置くことで、事業所での掲示に代えることを可能とする。
- (7) 会議や多職種連携における ICT の活用 (第39条第1項、第59条の17第1項、第59条の36第1項、第87条第1項、第138条第6項、第157条第6項、第158条第6項)

運営基準において実施が求められる各種会議等について感染防止や多職種連携の促進のため、次の見直しを行う。

- ア 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
- イ 利用者等が参加するものについて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話 等を活用しての実施を認める。
- (8) 記録の保存に係る見直し (第203条第1項) 介護サービス事業所における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認める。
- (9) 利用者への説明・同意等に係る見直し (第203条第2項) 利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減のため、利用者等 への説明・同意等のうち書面で行うものについて、電磁的記録による対応を可 能とする。

通所系サービス共通 (地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護)

(1) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け (第59条の13第3項)(3年間の経過措置あり)

介護に直接かかわる職員のうち医療福祉系の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務づける。

(2) 地域と連携した災害への対応強化(第59条の15第2項) 避難訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 多機能系サービス共通 (小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)

- (1) 過疎地等におけるサービス提供の確保(第101条第2項) 地域の実情により、事業所の効率的運営に必要であると区が認めた場合に登 録定員、利用者定員を超えることを可能とする。
- (2) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け (第108条)(3年間の経過措置あり) 介護に直接かかわる職員のうち医療福祉系の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務づける。

居住系サービス共通(地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護)

(1) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け (第123条第3項、146条第4項)(3年間の経過措置あり)

介護に直接かかわる職員のうち医療福祉系の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務づける。

夜間対応型訪問介護

- (1) オペレーターの配置基準等の緩和(第47条)
 - ア 併設施設等の職員と兼務することを可能とする。
 - イ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務を可能とする。
- (2) 他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業 を一部委託することを可能とする。(第56条第2項)
- (3) 複数の事業所間で、随時対応サービス(通報の受付)を「集約化」することを可能とする。(第56条第3項)
- (4) サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保に努める。(第57条第2項)

認知症対応型通所介護

(1) 管理者の配置基準緩和(第66条第1項)

共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置について本体施設・事業所の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とする。

小規模多機能型居宅介護

(1) 人員配置基準の見直し(第82条第6項)

介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所が併設する場合において、管理者・介護職員の兼務を可能とする。

認知症対応型共同生活介護

- (1) 夜勤職員体制の見直し(第110条第1項) 同一階に3ユニットが隣接している場合、夜間・深夜の職員配置を3ユニットで2人以上の配置に緩和する。
- (2) 計画作成担当者の配置基準の緩和(第110条第5項) 介護支援専門員である計画作成担当者の配置をユニットごとに1名以上の配 置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。
- (3) サテライト型事業所の基準を創設(第 110 条第 9 項、第 111 条第 2 項、第 113 条第 1 項)
 - ア 介護支援専門員でない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置可能
 - イ 本体事業所との兼務により、代表者、管理者の配置は不要
 - ウ サテライト型事業所のユニット数は2以下
- (4) 外部評価に係る運営推進会議の活用(第117条第8項) 運営推進会議による評価と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による評価」を受けることとする。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- (1) 人員配置基準の見直し(第151条第1項・第8項)
 - ア 他の社会福祉施設等と連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる場合、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。
 - イ サテライト型居住施設において生活相談員を置かないことができる。
- (2) 栄養ケアマネジメントの充実(第163条の2)(3年間の経過措置あり)
- (3) 口腔衛生管理の強化 (第163条の3)(3年間の経過措置あり)
- (4) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け(第169条第3項、第187条第4項) (3年間の経過措置あり)

介護に直接かかわる職員のうち医療福祉系の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務づける。

(5) 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化(第 175 条第 4 号)(6 月の 経過措置あり)

事故発生防止のため、安全対策の担当者を定める。

- (6) 個室ユニット型施設の整備(第 180 条第 1 号ア(イ・ウ)) ア 1ユニットの定員を原則 10 人以下とし、15 人を超えないものとする。 イ ユニット型個室的多床室の新たな設置を禁止する。
- 4 施行年月日 令和3年4月1日
- 5 新旧対照表 別紙のとおり